

特集

「地域型年金委員会と年金事務所は どう協力・連携関係を構築すべきか」 ～ 第5回地域型年金委員会連絡協議会 ～

2023年6月23日、「第5回地域型年金委員会連絡協議会」が東京都千代田区のエッサム神田ホール2号館で開催されました。神奈川県、千葉県、埼玉県、福島県の地域型年金委員会の代表がそれぞれ2名、日本年金機構相談・サービス推進部から2名、NPO法人 年金・福祉推進協議会から3名の出席のもと、下記の議事が議題とされました。

議 事 (司会：NPO法人 年金・福祉推進協議会 事務局長 佐々木 満)

1. 各地域型年金委員会の活動報告
2. 日本年金機構からの説明
3. 意見交換

出席者 (敬称略)

- 神奈川県地域型年金委員会 会長 石本 邦秋
早川 正通
- 千葉県地域型年金委員会 副会長 佐々木 満
理事 佐々木 伸二
- 埼玉県地域型年金委員会 理事 赤木 信雄
理事 米田 英次
- 福島県地域型年金委員会 会長 木村 信雄
理事 冠木 謙治
- 日本年金機構 相談・サービス推進部 グループ長 坂本 理
参事役 鈴木 括裕
- NPO法人 年金・福祉推進協議会 副理事長 大山 均
理 事 飯島 紀男
事務局長 佐々木 満

1. 各地域型年金委員会の活動報告

【神奈川県・早川正道氏】

神奈川県では、6月に理事会と総会を開催し、規約の改正と事業計画の策定を行いました。今後、小田原市の主催による研修会を予定しており、13拠点の年金事務所と連携して地域連絡会を開催することになっています。神奈川県には地域型年金委員会が設置されていますが、年金事務所と一体化となって地域型年金委員の活動を行っています。

【埼玉県・米田英次理事】

5月31日に、埼玉年金委員会より日本年金機構に対して、「年金委員（地域型）の活動に対する支援について（要望）」を提出しました。要望の内容は下記のとおりです。

I 年金委員活動推進のために

- ① 年金委員の拡充関係等
 - ・年金委員委嘱の拡充
 - ・退職した職域型委員が途切れることなく地域型委員として活動できる方法の拡充
 - ・年金業務経験者の年金委員への委嘱促進
 - ・中学校、高等学校、専門学校、大学等学生から「年金広報員」（仮称）の設置とこれら学校への顕彰制度の創設

② 活動促進のための、環境改善関係

- ・年金の地域の実情を表すいわゆる「地域の年金力」の公表

II 委員活動の持続のための環境改善関係

- ・全都道府県への年金委員会設置の促進
- ・既設委員会への活動・運営支援の拡充

また、年4回、地区連絡会を開催し、地域ごとの活動報告を行っています。埼玉県では、学生納付特例制度の案内に力を入れており、セミナーの開催やパンフレットの作成を行っています。こうした制度の周知には年金委員も極力的に活動しています。



左から神奈川県の石本邦秋会長、早川正道氏、埼玉県の米田英次理事、赤木信雄理事

【千葉県・佐々木伸二理事】

千葉県では、7月にリモートではなく対面での総会を予定しています。対面で行うことで、情報を共有しやすい環境がつけられるためです。また、社会保険庁のOBなどとも連絡をとり、積極的に情報交換をしています。

【福島県・冠木謙治理事】

福島県には6つの年金事務所がありますが、社会保険労務士、地域型年金委員、年金事務所で年2回、調整会議を開催しています。7月には総会を予定しています。機構からも、「従来の地域型委員の活動を継続してほしい」といわれており、そのためにも、各地区、各年金事務所で連絡・調整を行って情報を共有するようにしています。年金委員といっても、全員が年金制度を熟知しているわけではないので、年金委員の研修には力を入れています。また、予約相談の周知も重要課題とし、埼玉県では現在、約9割の予約を実現しています。

さきほど、埼玉県地域型年金委員会から日本年金機構に要望書を提出したとの報告がありましたが、この地域型年金会連絡協議会からも要望書を提出してはどうでしょうか。

【司会：佐々木満NP0年金・福祉推進協議会事務局長】

時期的にも要望書を出すことには賛成です。近いうちに原案をまとめて相談します。



左から千葉県の佐々木伸二理事、福島県の木村信雄会長、冠木謙治理事

2. 日本年金機構からの説明～年金委員の状況について～

日本年金機構 相談・サービス推進部より「年金委員の状況について」の下記の説明がありました。

【令和5年度の年金委員活動活性化に向けた取組み（情報提供関連）】

(1) 取組みのポイント

〔全国統一的な情報提供の強化〕

年金事務所単位で年金委員への情報提供に差が生じないように、本部からの年金事務所への研修資料の提供を充実させ、研修の実施時期や内容を明確にする。

〔情報提供推進グループによる資料のとりまとめ・提供〕

年金委員の研修で説明する資料は、本部事業担当部署の協力を得て、上期・下期の2回に分けて作成し、情報提供推進グループが取りまとめて年金事務所に提供する。新規委嘱者向けの研修資料については、同グループが新たに作成して年金事務所に提供する。



日本年金機構 相談・サービス推進部の坂本理グループ長（上）、鈴木括裕参事役（下）

(2) 研修内容及びスケジュール

年金委員研修では、「令和5年度年金委員の具体的な活動内容」を実践するための各テーマに係るチラシやリーフレット及び説明ポイントを提供・説明する。これに基づき、委員は自身の職場の従業員や地域の住民に対してチラシ等を活用した年金制度の周知活動を行う。

また、新規委嘱者向けには、啓発資料「知っておきたい年金のはなし」により、年金制度の概要を説明するとともに、委員の意義や具体的な活動例などを理解いただくためのオリエンテーションを行う。年間スケジュールは図1のとおり。

<図1> 年間スケジュール



(3) 年金委員の活動状況の確認及び共有に向けた取組み

年金委員の活動状況を確認し共有するため、各年金事務所は半年に1回、連絡会の開催案内等の資料を送付する際に活動に関するアンケート用紙を送付する。受け取った回答については地区連絡会の場でフィードバックを行い、今後の活動支援に活用する。

(4) 令和4年度地域型年金委員連絡会の開催状況

都道府県地域型年金委員連絡会は、全国で、141回、地区連絡会は912回開催された。各県で開催された地域型年金委員連絡会、地区連絡会は表1のとおり。

<表1> 地域型年金委員会設置県における連絡会の開催状況

県名 (拠点数)	地域型年金委員連絡会		地区連絡会	
	開催回数 (回)	延べ参加人数 (人)	開催回数 (回)	延べ参加人数 (人)
全国 (312)	141	1,827	912	6,894
秋田県 (4)	2	83	6	83
福島県 (6)	1	14	7	76
埼玉県 (8)	4	42	40	443
千葉県 (7)	2	13	9	93
神奈川県 (13)	1	96	22	174

3. 意見交換

◆地域型年金委員会と年金事務所の望ましい関係とは

【司会】

先ほど、神奈川県から地域型年金委員活動にあたって、年金委員会を設置して年金事務所と一体となった活動を行っているという報告がありました。他の県でも、年金委員会は設置しているのでしょうか。また、年金事務所とはどのような関係のもと活動しているのでしょうか。

【神奈川県・石本邦秋会長】

神奈川県では、地域型年金委員会と13拠点の年金事務所は、活動の方向性を一つにして活動を行っています。地域型年金委員会＝年金事務所の年金委員連絡会といえるかと思います。

【埼玉県・赤木信雄理事】

埼玉県の地域型年金委員会は、年金事務所とは別に独自の事業を行っています。セミナーの開催やチラシの作成など、年金事務所から独立した形で行っています。いわば、地域型年金委員会と年金事務所の年金委員連絡会の両輪で走っている状態です。

【千葉県・佐々木伸二理事】

千葉県では年金事務所ごとの地域型年金委員会は設置していません。神奈川県のように年金事務所と一体化した活動を行うのであれば、年金事務所だけで完結するのではないのでしょうか。地域型年金委員会は必要ないのではないのでしょうか。

【福島県・木村信雄理事】

地域型年金委員会についても地域によって年金事務所の取組み方に温度差があるのが実情だと思います。地域型年金委員会には、地域型年金委員だけでなく、社労士や学校教師なども参加してそれぞれの知識を深め、活動を充実していければと思います。

【神奈川県・石本邦秋会長】

地域型年金委員会は不要ではないかというご意見もありますが、神奈川県では年金事務所だけにお任せするのではなく、地域型年金委員も一緒に活動して、もっと制度の周知を広げていきたいという思いです。そのためにも、年金事務所にはもっと情報を提供していただきたいと考えます。



司会のNPO法人年金・福祉推進協議会の佐々木満事務局長

【司会】

そもそも、地域型年金委員会の設置は日本年金機構が推奨していたことだと思いますが、どうでしょうか？

【日本年金機構・坂本理グループ長】

日本年金機構が年金委員会の設置を推奨してきたことは事実です。その方向性はいまも変わりはありません。

◆郵便局関係者の地域型年金委員への委嘱をどう捉えるか**【司会】**

日本年金機の見解は、「郵便局関係者の委嘱は年金委員取扱規程に抵触していないし、利害相反となるような問題が生じない限り、郵便局関係者の委嘱自体は問題ない」ということでした。ただし、地域型年金委員の構成が郵便局関係者に偏ることは好ましくないとの見解ですが、皆さんはこのことについて、どのようにお考えでしょうか。

【神奈川県・石本邦秋会長】

郵便局関係者を拒否する必要はないと思いますが、年金事務所の管轄地域で働く関係者が実際にはその地域に居住していない人もいるわけで、何らかの規制は必要でしょう。神奈川県で規約に利害に関わる行為はしないようにとの1文を入れています。

【福島県・木村信雄理事】

利害相反となるような問題が生じなければ、とおっしゃいますが、問題が起きたときは大問題になります。起きてからでは遅いのではないのでしょうか。

【千葉県・佐々木伸二理事】

機構もこういう議論に対して、もっと見解を示してほしいですね。

【司会】

郵便局関係者の問題もそうですが、各県で対応が異なる事案が多いように思います。たとえば、地域型年金委員の活動に対する厚生労働大臣表彰についてですが、どのように推薦されるのか、地域型年金委員会の関わりが各県によって違ってきます。ですから、せつかくある地域型年金委員会の認知度も上がるように、機構にはその取扱いを定めて欲しいと考えます。